

芦屋市条例第 37 号

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例

芦屋市都市景観条例（平成 21 年芦屋市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（届出を要しない行為） 第 7 条の 5 <u>法第 16 条第 8 項第 12 号</u>に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(3) （略） （建築物等の計画の認定の手續） 第 9 条 市長は、法第 63 条第 2 項若しくは<u>法第 66 条第 3 項</u>の規定による認定又は第 15 条第 2 項若しくは第 18 条第 3 項の規定による認定に係る審査を行う場合において、必要と認めるときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例第 2 条に規定する芦屋市景観認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見を聴くことができる。 （建築物の計画の認定申請書） 第 10 条 法第 63 条第 1 項の申請書又は<u>法第 66 条第 2 項</u>の通知には、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第	（届出を要しない行為） 第 7 条の 5 <u>法第 16 条第 7 項第 11 号</u>に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(3) （略） （建築物等の計画の認定の手續） 第 9 条 市長は、法第 63 条第 2 項若しくは<u>第 66 条第 3 項</u>の規定による認定又は第 15 条第 2 項若しくは第 18 条第 3 項の規定による認定に係る審査を行う場合において、必要と認めるときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例第 2 条に規定する芦屋市景観認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見を聴くことができる。 （建築物の計画の認定申請書） 第 10 条 法第 63 条第 1 項の申請書又は<u>第 66 条第 2 項</u>の通知には、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 1

改正後	改正前
19条第1項第1号から第5号までに定める書類のほか、規則で定める図書を添付するものとする。	9条第1項第1号から第5号までに定める書類のほか、規則で定める図書を添付するものとする。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条各号列記以外の部分に規定する政令で定める日から施行する。